

# 頑張る事業者を応援します！

～平成 29 年度 基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金について～

本補助金は、自らの利益の拡大により基山町産業の振興を図り、もって地域社会に貢献すると認めた産業団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、事業者自らの発案による事業を支援し、基山町の産業振興を図る目的で実施します。

▷公募期間 4月24日(月)～5月15日(月)

▷補助事業者の要件

事業者区分	要件
事業者	事業を営む(同種の行為を反復、継続、独立して行う)個人事業者(事業を行う個人)、法人事業者(資本金1億円未満の事業者に限る)
団体	事業者が共通の目的で設立した団体で、定款又は規約及び会計を有するもの
任意の団体	3以上の事業者の連名により申請する場合で、事業目的、事業内容により各事業者の役割が明確なもの
認定農業者等	認定農業者及び認定農業者になろうとする者、農地所有適格法人 ※事業者にも含まれます

▷対象・申請要件

事業区分	対象要件	申請要件
A事業	自ら生産性の向上を図り収益の拡大を行う事業	<b>◆A事業及びB事業の要件</b> (以下を1つ以上満たすこと) <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規性があることとし、単なる既存の事業でないこと</li> <li>・他への波及効果が高いと認められる事業</li> <li>・自社の経営改善、生産性の向上を伴う事業</li> <li>・新たな連携による事業で、定着が見込める事業</li> <li>・既存事業で、新たな取組を付加した事業</li> <li>・町外への発信効果が高い事業</li> </ul> <b>◆C事業の要件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続性が高い事業と認められること</li> </ul> ※申請のあった事業について、国又は県に対象となる補助事業があるときは、補助の対象としない。 ※各事業とも、同一事業内容での採択は1回に限る。 ※災害等の復旧、修繕等に係る経費でないこと。 ※機械及び器具のうち、中古資産の購入は50万円以下に限る。 ※補助金の交付決定前に支出された経費でないこと。
B事業	販売の創出や新たな特産品等の開発に寄与する事業であって、公益性が高いと認められた事業	
C事業	認定農業者等が単独で取り組む新規作物等の導入又は3割以上の規模拡大を行うために係る経費で、事業の継続性が高いと認めた事業	

▷補助金額等、補助率

事業区分	補助金額等		補助率
A事業	事業費の下限	30万円	事業者 1/3 以内、団体及び任意団体 1/2 以内
B事業	補助金額の上限	100万円	
C事業	事業費の下限	10万円	認定農業者等 2/3 以内
	補助金額の上限	200万円	

※補助金交付要綱や申請書の様式等は産業振興課にあります。また、基山町ホームページからもダウンロードできます。

▷説明会 日時：4月21日(金)午後7時～ 場所：基山町民会館1階 会議室

▷受付・問合せ先 産業振興課 ☎92-7945